



取材に応じる福島重雄さん=2020年10月、富山市

(編集委員 渡辺秀樹)

しのぶ

初の自衛隊違憲判決の元裁判長
(2月8日死去 94歳・富山市出身)

福島重雄さん

「憲法判断 当たり前のこと」

富山市の古びた2階建てビルに入る小さな法律事務所。半世紀前、自衛隊は憲法違反とする判決を初めて言い渡した裁判長は老弁護士となっていた。2020年10月、本紙連載「憲法事件を歩く」の取材で訪ねた。当時、90歳だったが、かくしゃくとして、空襲に逃げ感った戦争体験に基づく強い信念を感じさせた。

北海道長沼町に航空自衛隊のナイキミサイル基地を建設するため、水源かん養保安林の指定解除が告示されたのは1968年。長年、水害に苦しんできた農家は指定解除の取り消しを求めて札幌地裁に提訴した。359人が原告になる大型訴訟を担当したのが福島重雄さんだった。

争点は、森林法上、指定解除に必要な「公益上の理由」があるかどうか。自衛隊が違憲なら公益上の理由はないことになる。

73年9月に言い渡した判決文は500頁に及ぶ。その画期性は二つある。一つは憲法の前文と第3章の人権規定から導かれる「平和の生存権」を認めたこと。もう一つは憲法9条が保持しないとすると「戦力」か否かは、自衛が侵略かの目的に関わらないとしたことだ。自衛力は「戦力」ではないと主張した国側に対し、「世界各国は自国の防衛(自衛)のために軍隊を保有している。それらの国々はいずれも『戦力』を保有していないという奇妙な結論になる」と矛盾を突き付けた。

廷外でも憲法問題が起きた。地裁所長が福島さんに国側の判断を尊重するよう手紙(平賀書簡)を送った。憲法が保障する裁判官の独立を脅かす干渉だったが「平賀氏も最高裁に言われて苦労したのだらう」と振り返った。

その後、福島さんが護憲団体の青年法律家協会に加入していることが明かされ、「冷や飯を食う」ことに。地方の家裁などに回され、二度と裁判長を務めることはなかった。「福島判決」も覆った。高裁では、高度の政治性がある国家行為は憲法判断にまじまないという「統治行為論」によって自衛隊の憲法適合性について判断せず、最高裁も憲法判断しなかった。今日まで最高裁は自衛隊の憲法判断をしていない。

福島さんに当時、憲法判断しない選択はあったか尋ねると、怒るようにならされた。「違憲の疑いがあるなら憲法判断する。当たり前のこと。判断を避けるのは裁判所がすべきことですか」